令和６年５月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 592 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和６年
（2024 年）
5月号
第592号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－ 主 な 記 事 －

税に関するアンケート集計結果…… ２～３頁
皆さんこんにちは・横山暁一氏 …… ４頁
頑張ってます・西一樹氏 …… ４頁
前期部会税務研修会ご案内…… ５頁
法律レポート …… ６頁
健康的な食事をするには？～プレート法～ … ７頁
税務ポイント …… ８頁
イイね ふるさと！ …… ９頁
会員福利厚生制度 PR …… 10頁
５月の予定 等 …… 11頁
インフォメーションコーナー、
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき… 12頁
総会記念講演会ご案内…… 付録
第21回会員親睦ゴルフ大会ご案内 …… 付録
松本法人会 “ やまびこ運動 ” ご協力のお願い… 付録

イイね ふるさと！

“ 松本市美術館 ”

松本市美術館の玄関前に立つと松本市が生んだ世界的な前衛芸術家である草間彌生さんの作品が目に飛び込みます。美術館の外壁は大小の赤い丸で覆われ、他の美術館では見られない新鮮な想像力に心を掻き立てられます。私にとって無意味と思う赤丸は草間彌生さんの心を通して作者の自由なイメージを表現したアートなのでしょう。

最近、観光客が増え、日曜日ともなると松本市美術館の駐車場は見学者の車で満杯です

（関連記事９頁掲載　大沢利充編集委員）

確認印

みんなで回覧しましょう。									
社長								経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

税に関するアンケート集計結果

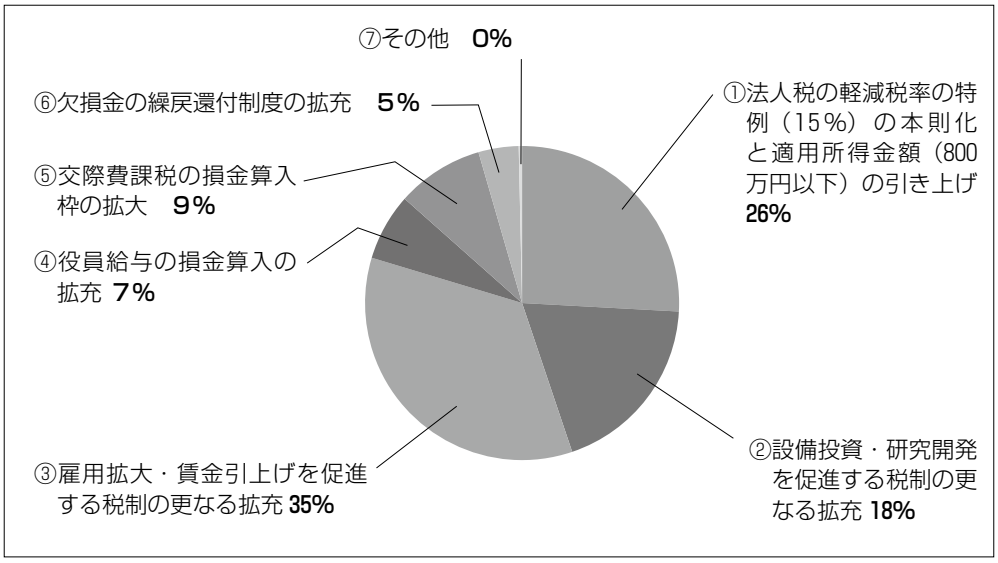
（ご回答募集期間：令和６年２月～４月）

「令和６年度税制改正大綱」は、法人課税では賃上げ促進税制について新たに中堅企業の枠を設けて利用しやすい仕組みとし、中小企業向けには繰越控除制度を設けることになりました。また、生産・販売量に応じて減税する戦略分野国内生産促進税制、知的財産権から生じる所得を控除するイノベーションボックス税制の創設が盛り込まれました。一方、個人所得課税では令和６年分の所得等に適用する「定額減税」が実施されることになり、地方税では、外形標準課税の対象法人を拡大することなどが示されております。

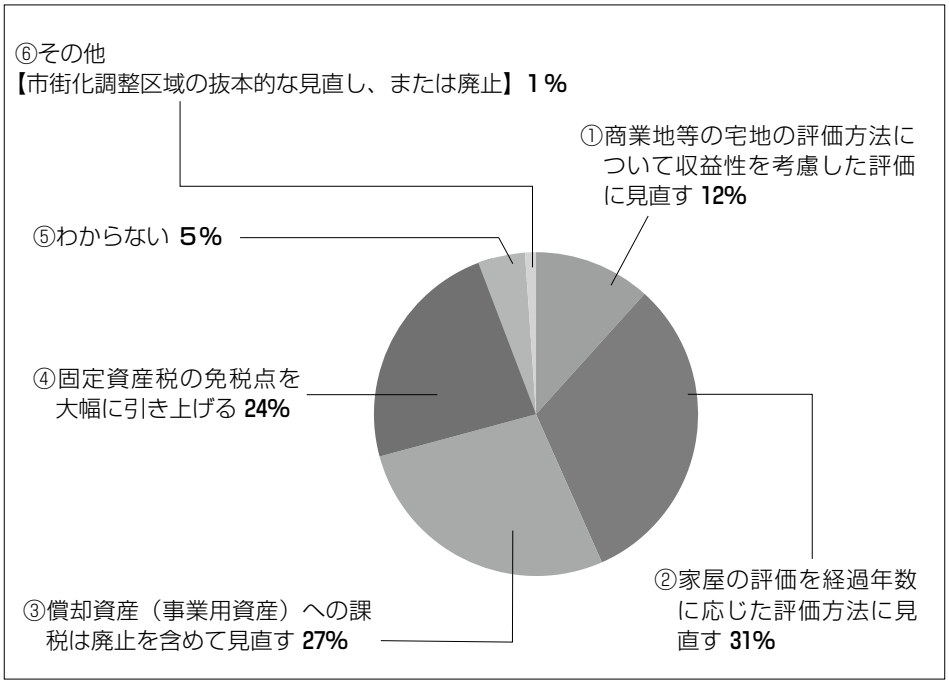
短期的には、所得・住民税の定額減税をはじめデフレ脱却のための減税措置を優先しておりますが、将来的には増税方針が示唆されている内容となっております。

このような中、今後の税制等について以下の設問にお答えください。

１．令和７年度に向けた税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に実現を希望するものを下記の中から２つ以内でお選びください。

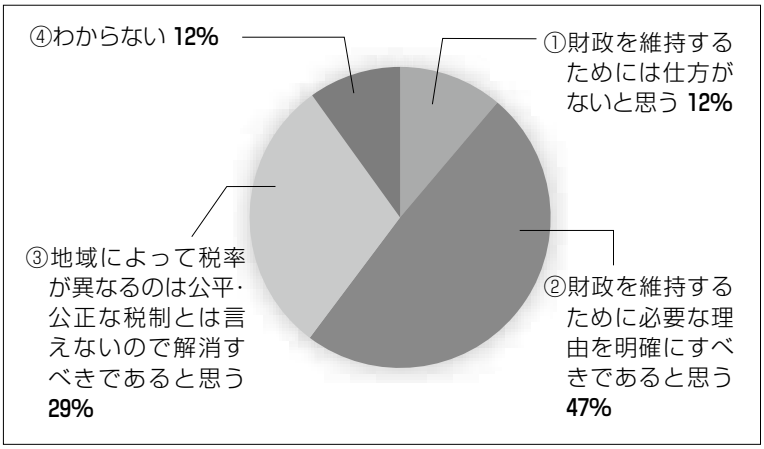


２．地方税の自主財源として大きなウェイトを占める「固定資産税」は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われています。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視するものを下記の中から２つ以内でお選びください。

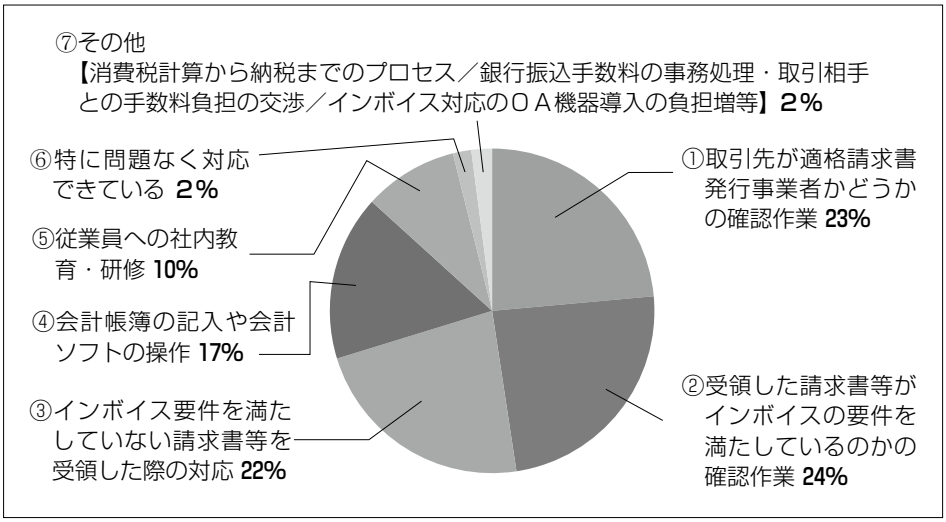


どこでも申告・納税　イータックス (http://www/e-tax.nta.go.jp)

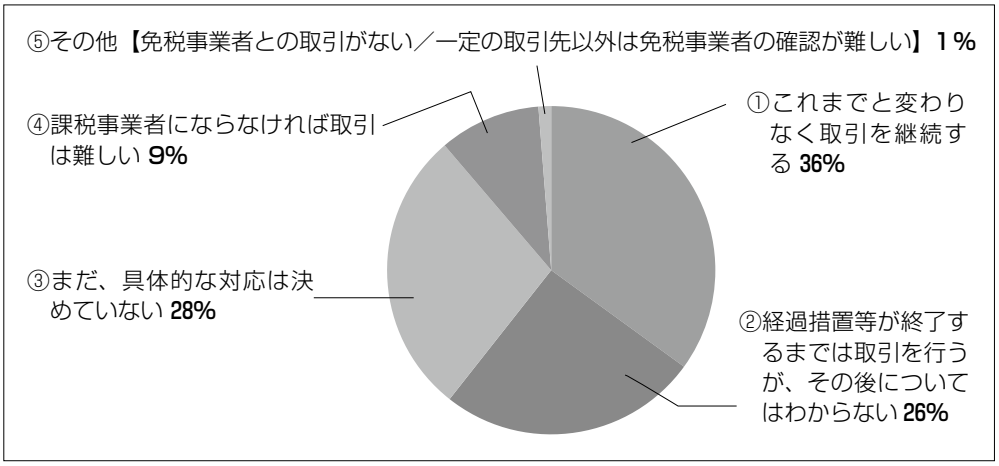
３．住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、当会管内でも法人税割において、麻績村を除く３市４村（松本市･塩尻市･安曇野市･筑北村･生坂村・山形村・朝日村）で超過課税を行っています。この超過課税の現状についてどのように思いますか。下記の中からお考えに最も近いものをお選びください。
（長野県法人会連合会と当会は連携して該当自治体へ標準税率採用のお願いをしております。）



４．令和５年10月からインボイス制度がスタートしましたが、具体的にどのような事務負担が増えましたか。下記の中から、該当するものすべてをお選びください。



５．今後の免税事業者との取引についてどのようにお考えですか。下記の中から一つだけお選びください。



その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

【行財政全般】
政治家の領収書等が必要ない資金に納得しない等（複数）

【インボイス制度】
インボイス制度の廃止または見直し（免税点の引き下げ・単一税率に見直す）等複数意見あり

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～



皆さん こんにちは♪

NPO 法人　MEGURU
塩尻市大門八番町
代表理事　**横山　暁一　氏**

『地域の人事部』

塩尻市にございますスナバ（松本広域圏イノベーションプラザ）を拠点に、『地域の人事部』として地域企業やこの地域で働きたい方のサポートや連携を目指す（NPO）MEGURU の代表理事を務めるのが横山暁一さんです。

横山さんは大学卒業後に大手人材サービス企業に勤務され、「企業」と「人」をつなげるお仕事に深くかかわられてきました。2019年から副業として塩尻市の「地域おこし協力隊」として塩尻商工会議所に所属され、地域企業の人的課題に取り組まれる中で、既存の人材サービスが大手企業向けであることを痛感。地域に根差したサービスの必要性を肌で感じ、継続してこの課題に取り組むため2020年に法人を設立されました。多くの企業が頭を悩ませる人材問題。とりわけ地域企業では専任の担当者がいないことも多く、採用、育成、定着といった多様な専門性が求められるこの業務に苦心されています。横山さんは自らの知識や人脈、専門機関との連携を通じて企業と人、必要な専門機関などをつなげる「地域の人事部」としてこの課題に取り組まれているそうです。



現在、本当に多くの企業が直面する「人」に関する課題に真正面から取り組まれる横山さんに勇気をいただきました。ますますのご活躍をお祈りいたします！

（清澤和恵編集委員）



頑張ってます!!

『縁の下の力持ち』

株式会社
みらいさい福祉会
安曇野市明科中川手
西　一樹 氏

㈱ JIN miraisai(ジン ミライサイ) ホールディングスの関連企業として、県内各地で高齢者介護施設の「愛光苑」やフィットネスクラブの「フィットイージー」を運営する、㈱みらいさい福祉会の総務部に勤務されている西さんをご紹介いたします。

松本市ご出身の西さんは昨年大学を卒業後、ご縁があって同社に入社され総務部に所属されました。電話・来客対応、社員の勤怠チェック、備品修繕の対応、基幹系サーバーの管理など仕事は多岐にわたります。また、近年業務の IT 化を積極的に進め、新しい機器やシステム導入の際には、社員が使いこなせるよう準備やサポートをされています。施設を利用されるお客様が安心して過ごせるよう、そして社員が業務に集中し心地よく働ける環境づくりのため、表に出る仕事ではありませんが、重要な役割を担っている様子が伺えました。

同社では、施設をご利用いただくお客様を幸せにするために、実際に働く社員を幸せにすることを重視されていました。そのための“縁の下の力持ち”として組織を支える西さんでした。

（大沢利充編集委員）

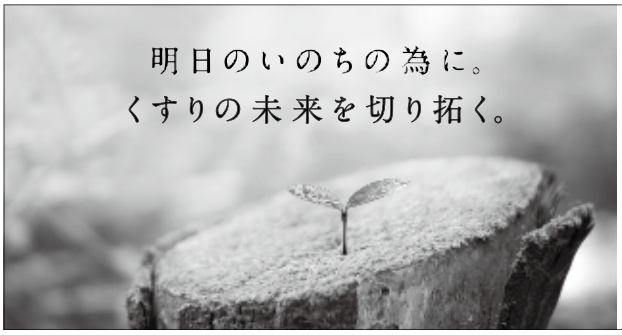
令和6年度 前期税務研修会　テーマ『令和６年度税制改正について（定額減税を含む）』

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

＊講師：松本税務署担当官

＊松本会場 (A ～ E ブロック) は全て 14:00 ～、松本市駅前会館４階にて行います。

日　程	部　　会	時　間（松本各ブロックは 14:00 ～）	会　　場
５月７日㈫	**上高地・白骨温泉旅館部会**	16:00 ～総会　・16:50 ～研修会	ホテルブエナビスタ
５月８日㈬	**山形部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	山形村商工会
５月９日㈭	**安曇部会**	15:30 ～総会　・16:10 ～研修会	松本商工会議所 安曇支所
５月14日㈫	**奈川部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	松本市奈川文化センター 夢の森
５月15日㈬	**三郷部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	安曇野市商工会 三郷商工会館
５月16日㈭	**堀金部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	安曇野市商工会 堀金商工会館
５月17日㈮	**筑北部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	麻績村商工会
５月20日㈪	**朝日部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	朝日村商工会
５月21日㈫	**梓川部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	松本商工会議所 梓川支所
５月22日㈬	**波田部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	松本市波田商工会
６月３日㈪	**川手部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	安曇野市商工会 明科商工会館
６月４日㈫	**松本Ａブロック**（中央・大手・深志　各地区と農協部会）		
６月５日㈬	**塩尻部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	ホテル中村屋
６月６日㈭	**松本Ｂブロック**（城西・丸の内・開智・北深志・白板・宮渕・宮渕本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田（各町）・渚・島内　各地区）		
６月７日㈮	**豊科部会**	15:00 ～総会　・15:50 ～研修会	安曇野市豊科交流学習センター「きぼう」
６月10日㈪	**穂高部会**	15:00 ～研修会・16:10 ～総会	安曇野市商工会 穂高商工会館
６月12日㈬	**松本Ｃブロック**（城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿（各町）・松原・並柳・中山・中山台・内田　各地区）		
６月18日㈫	**松本Ｄブロック**（本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮（各町）・両島・笹部・南原・島立・新村・和田　各地区）		
６月27日㈭	**松本Ｅブロック**（野溝木工・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・小屋（各町）・村井町（各町）・笹賀・空港東・神林・今井　各地区）		



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

法律レポート

中小企業におけるパワハラに対する法的対応(第７回)

―中小企業における深刻化するカスタマーハラスメント対策その１―

三浦法律事務所　弁護士　三　浦　守　孝



１．労働施策総合推進法の改正・指針及び厚労省マニュアルの概要

⑴　指針自体は、職場におけるパワーハラスメントがないよう雇用管理上講ずべき措置等について、事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものですが、指針策定の過程で顧客や取引先からのパワハラ（カスタマーハラスメント）をどのように捉えるべきかにつき協議の対象となっていました。

⑵　企業が従業員に対して負う安全配慮義務の内容として、顧客や取引先からの迷惑行為から従業員を守ることや、被害を受けた従業員に対して適切な対応を負うことが含まれます。

⑶　カスタマーハラスメント（カスハラ）の定義は明確に示されなかった（企業や業界により、顧客等への対応方法・基準が異なるため）ものの、雇用管理上配慮すべき事項であることを明言しました。

２．カスタマーハラスメントの定義と要件

⑴　顧客からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものを指すとされています。

⑵　不当要求とは「要求内容または要求態度が社会通念に照らして著しく不相当なもの」と定義付けられることが一般的であり、結果の発生は要件とされていません。

３．具体的事例（悪質性が高いケース）

⑴　入店拒否、施設利用などの拒否

カスタマーハラスメントを繰り返すなど、迷惑な顧客に対して、入店拒否、施設利用拒否をすることは、契約自由の原則に基づき、一般論として、入店拒否は可能と考えてよいものの、不当な差別であると判断される場合には違法となることがあり、入店拒否を告げる方法にも一定の注意が必要となります。

⑵　退去要求及び不退去罪の成立について

事務所や店舗等に立入った顧客が退去に応じない場合、警察への通報が考えられ、店舗の管理権者自身、若しくは退去要求に関し権限委任された者において退去要求し退去要求をしたこと、また退去要求を求めた時刻等を記録化することが望ましいとされています（録音、録画）。

退去要求してから退去するまでの一定の時間の経過を待った上で、警察へ連絡し、その間大声を出すなどして業務を妨害する、暴力をふるう等、他の犯罪行為に該当する行為を行った場合は躊躇なく警察へ連絡します。

⑶　録画行為について

防犯カメラなどによる録画行為は、犯罪抑止的効果や証拠保全効果が認められる一方で、音声のみならず容姿も記録化するものであります。

従来型の防犯カメラ(顔特徴データの抽出を行わないもの)であり、カメラの設置状況等から防犯目的であることが明らかであれば、利用目的の通知、公表は不要とされています。但し、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを容易に認識可能となる措置を講じるべきとされています。

４．カスハラの企業がとるべき具体的対策

事業主は、取引先の他の事業主が雇用する労働者又は他の事業主（そのものが法人である場合にあたっては、その役員）からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為（暴言、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求など）により、その雇用する労働者が就業環境を害されることのないよう、雇用管理上の配慮が必要となります。

⑴　相談に応じ、適切に対応するための企業として必要な態勢の整備

イ、相談先（上司、職場内の担当者など）をあらかじめ定め、これを労働者に周知すること。

ロ、イの相談を受けたものが、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。

⑵　被害者への配慮のための取り組み

例：被害者のメンタルヘルスの不調への相談対応、著しい迷惑行為を行った者に対する対応が必要な場合には一人で対応させない（複数対応）等の取り組み

⑶　他の事業主が雇用する労働者からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為による被害を防止するための取り組み

例：マニュアル作成、研修の実施など

三浦法律事務所　当会顧問弁護士　三　浦　守　孝
〒390-0874　松本市大手 1-3-29　丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030㈹　FAX(0263)39-2031

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

健康的な食事をするには？
～プレート法～

一般社団法人Ｌｕｍｅｄｉａ

「食べたものが健康を作ります」―とは言っても、自分がどんな食品をどれくらい食べたらよいのか？それを正しく知るというのはかなり難しいです。もし、あなたに糖尿病や高血圧症などの病気があれば、病院を受診することで栄養士さんにいろいろと詳しく教えてもらえます。費用は３割負担で1000円弱です。

自分のことを詳しく知るのにはとても良いのですが、残念ながら今の保険制度では何らかの病気がある人か、食べる力が落ちてしまった人か、低栄養状態にある人のみで、「健康だけど将来の病気を予防したい！」という人は保険で受けることができません (参考文献①)。また、詳しく知るのには時間もかかります。とりあえず、「ざっくりと、ちゃんとした食事の情報を知りたい！」という人向けに農林水産省が「食事バランスガイド」を出しています (参考文献②)。「もう少しざっくりと、バランスよく食事をしたい！」という人には、プレート法と呼ばれる食事法が良いと思います。今回はアメリカ糖尿病学会が推奨する方法について解説します (参考文献③)。



直径23センチほどを目安にお皿を用意し、上図のように仕切りをします。もとからしきりがあればなお良いです。まず、お皿の半分に「でんぷん質のない野菜」を詰めます。でんぷん質のない野菜とは、アスパラガス、ブロッコリー、ニンジン、キャベツ、セロリ、キュウリなどです。イモ類は含めません。炭水化物が少ないため血糖値も上がりにくく、ビタミン・ミネラル・食物繊維もたくさん含んでいます。

次に、皿の４分の１を脂肪分の少ない蛋白質で満たします。魚、鶏肉、赤身の牛肉、大豆製品、チーズなどです。脂肪分が少ない蛋白質はカロリーが少ないのもよい点です。豆類、豆腐などの植物性蛋白質も積極的にとりましょう。

最後に、残りの皿の４分の１を炭水化物食品で満たしましょう。穀類、イモ類などです。玄米、大麦、オートミールなど精製されていない食品であれば、ビタミンやミネラルが豊富で他の主食と比べて血糖値が上がりにくいです。

そして、一緒に飲む飲み物はできるだけカロリーの少ないものを選びましょう。よく言われる話ではありますが、特に牛乳は飲料というより食品の一部として考えてください。

このプレート法は基本的な考え方ですので、必ずしもこのプレートで食べないといけないわけではありませんが、量を一定にしつつバランスも考えられますので、食事の質を上げる上ではとても良い方法であると考えられます。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

＜参考文献＞

①しろぼんねっと　B001_9 外来栄養食事指導料
https://shirobon.net/medicalfee/latest/ika/r04_ika/r04i_ch2/r04i2_pa1/r04i21_sec1/r04i211_cls1/r04i2111_B001_0_9.html
②農林水産省「食事バランスガイド」について
https://www.maff.go.jp/j/balance_guide/
③ American Diabetes Association「What is the Diabetes Plate Method?」
https://www.diabetesfoodhub.org/articles/what-is-the-diabetes-plate-method.html

【筆者紹介】一般社団法人Ｌｕｍｅｄｉａ　誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「Ｌｕｍｅｄｉａ（ルメディア）」を運営している。

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑭〕
相続登記の義務化と相続税の申告

Q. この令和６年４月１日から、相続登記が義務化されると聞きました。相続税の申告と合わせて、概要を教えて下さい。

A.

＜背景として＞

近年､不動産(土地･建物)をお持ちの方が亡くなっても相続登記がされないケースが数多く存在しており､「所有者不明土地問題」として社会問題化しています。相続登記がされないと、登記簿を見ただけでは不動産の現在の所有者やその所在を把握出来ません。そのため、街づくりのための公共事業や、災害等の復旧・復興が進まないといった問題が生じ、不動産取引を円滑に行うことも難しくなります。さらに、相続登記がされていない土地は、そのあとに相続が開始しても登記をすることが難しくなることや適切な管理がされないことが多く、周辺の生活環境の悪化につながっているとの指摘もされています。

そのため令和３年の法律改正により、これまで任意であった相続登記が義務化されることとなりました。

相続登記が無いと相続税の申告等において、以下の４点の問題が発生する可能性があります。

① 不動産の所有権が不明確であることから相続税の追徴課税の可能性があります。

② 名義変更手続きの遅延の可能性があります。年数が経過することで、遺産分割の話し合いをする対象人数が増え、連絡・調整が複雑化して時間がかかり手続き完了が遅くなることが考えられます。

③ 相続登記が無いまま時間が経過すると、遺産分割が円滑に進まないことが考えられます。前述②のとおり、分割協議の対象人数が増えれば増えるほど、手続きが進まなくなる可能性があります。

④ 相続税の計算の困難や節税の困難が考えられます。相続税の計算は相続財産の評価額に基づいて行われますが、所有不動産を正確に把握出来ない場合、前述①のとおり、相続税の正確な申告や納付が難しくなることが考えられます。また、不動産についての遺産分割が決まっていないと配偶者控除や小規模宅地の特例などが受けられないケースが発生することが考えられます。

それでは、今回の「相続登記の義務化」とは、①相続人が不動産を相続した場合、その所有権の取得を知った日から３年以内に相続登記を申請する義務を言います。また、②遺産分割が成立した場合も同様に、遺産分割が成立した日から３年以内に相続登記を行わなければなりません。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。令和６年４月１日以前に相続した不動産は、令和９年３月31日までに登記する必要があります。

不動産の相続人がすんなりと決まれば問題はありませんが、誰が相続するのか揉めてしまい、決着までに何年もかかり、３年以内に間に合わないケースも考えられます。この様な場合には、「相続人申告登記」と言う登記が新たに設けられました。相続人申告登記とは、相続登記の義務を履行するための簡易な方法として新設された制度であり、令和６年４月１日からスタートします。詳細は、相続人が複数人いる場合でも特定の相続人が単独で申し出をすることが可能で、他の相続人の分も含めた代理申し出も可能です。また、法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定が不要で未分割でも申請が可能です。添付書面は、申し出をする相続人自身が被相続人の相続人であることが分かる当該相続人の戸籍謄本が必要となります。

相続登記を怠ると、不動産の所有権や相続税の手続きに問題が生じる可能性が高まります。今回の義務化をきっかけとして、未登記の不動産の有無等を確認し、未登記であれば早めに登記を済ませておくことが重要かと思われます。

（税制委員会:山口優子、木下茂登次、蒲生浩明　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

人ねふるさと！

松本市美術館
～地域に根差す総合美術館～



松本市美術館は2002年４月に開館しました。学都松本における開かれた美術館として鑑賞の場、表現の場、学習の場、交流の場という４つの柱をもって地域に根差す総合美術館をめざしています。

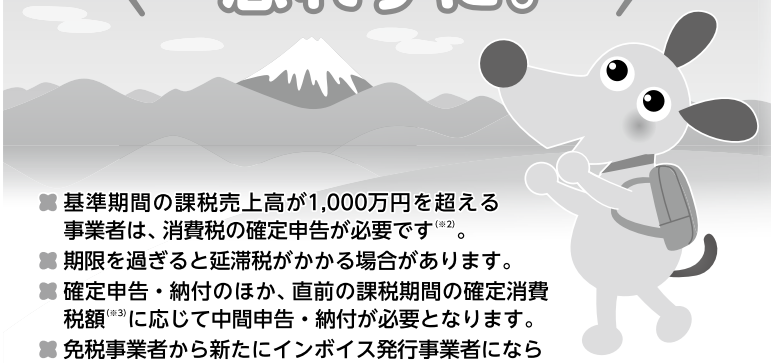
開館した時の初代館長は多摩造形大学教授の米倉守さんでした。米倉さんは美術評論家です。２代目館長の竹内順一さんは永青文庫館長を経て2009年４月に就任されました。専門は茶道美術史です。３代目の館長の小川稔さんは茅ヶ崎美術館長を兼任されながら2013年に就任されました。現在も茅ヶ崎美術館館長と兼任されています。日本美術史がご専門です。

『見る学ぶ』の視点から、松本市美術館では70歳以上を対象とした公募展「老いるほど若くなる」を2003年から２年に１度のペースで開催（2021年度は大規模改修で見送った）しています。プロ・アマチュアを問わず70歳以上であればだれでも公募できる企画展です。コレクション展示室は「草間彌生　魂のおきどころ」が通年で開催されています。このほか記念展示室もあり、私が松本市美術館を訪れた時は松本市が生んだ偉大な書道家である上條信山さんの力強い書画が展示してありました。こうした展示スケジュールはHPで確認いただけます。

【松本市美術館 (matsumoto-artmuse.jp)】

（大沢利充編集委員）

消費税の期限内納付を忘れずに。



- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！
納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納（予納ダイレクト）が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。
確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告１回、中間申告11回）
400万円超 4,800万円以下	年４回（確定申告１回、中間申告３回）
48万円超 400万円以下	年２回（確定申告１回、中間申告１回）
48万円以下	年１回（確定申告１回、中間申告不要)(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

法人会
さらに詳しくはWEBへ
納税に関する総合案内　検索

Business Guard

AIG
AIG損保

世界有数の地震国、日本!
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

この広告は保険の概要をご説明したものです。
保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2022年2月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社
〒105-8602　東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

松本支店
〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階
TEL. 0263-35-1933　FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(22-073005)

「消費税申告一声運動実施中」

５月の予定

７日税制委員会グループ会議、上高地・白骨温泉旅館部会総会・税務研修会　８日山形部会税務研修会・総会、租税教室(洗馬小学校)、青年部幹事会　９日女性部幹事会、安曇部会総会･税務研修会、租税教室(島立小学校)　10日正副会長会、第23回理事会　13日税務入門(おさらい)講座　14日奈川部会総会・税務研修会、租税教室(穂高西小学校)　15日三郷部会総会・税務研修会、租税教室(中山小学校)　16日堀金部会総会・税務研修会、租税教室(明北小学校)　17日筑北部会総会・税務研修会　20日朝日部会税務研修会・総会　21日梓川部会総会・税務研修会　22日波田部会税務研修会・総会　23日租税教室(麻績小学校)　24日決算説明会　28日第12回通常総会　31日広報委員会編集会議

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください

“法人会やまびこ運動”ご協力のお願い



松本法人会が組織強化に向けた取り組みとして、約４千社の会員の皆様にお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただく「法人会やまびこ運動」へのご協力を本年度もお願い申し上げます。

この運動をきっかけに法人会の輪をより一層広げていきたいと考えておりますので、皆様のお力添えを引き続きお願い申し上げます。

“法人会やまびこ運動”って何？

☆当会会員企業の皆様にお知り合いやお取引先の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただく運動です。※詳しくは当月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。また、当会事業のご案内チラシも同封いたしましたので、ご紹介の際などにご利用ください。

本年度も皆様のご協力をお願い申し上げます。

決　算　説　明　会

(法人税・消費税 /4月決算法人対象)

5月24日㈮　14:00～16:00
松本市駅前会館「大会議室」

【税務入門(おさらい)講座開催のご案内】

恒例となっております税務入門(おさらい)講座を下記の通り開催いたします。

日　時　５月13日㈪　午後２時～４時半
会　場　松本市駅前会館 ４階「大会議室」
テーマ　「社会人向け租税教室」、「企業会計と税務の相違点 等」
講　師　松本税務署担当官
お申込　事務局までお電話にて(0263-35-8080)

自動車税種別割の納付をお忘れなく！

普通自動車の自動車税種別割の納期限は５月31日㈮です。

自動車税種別割は、金融機関・コンビニエンスストア以外にも、スマートフォンアプリ（PayPay、楽天ペイ、ｄ払い等）やクレジットカード、インターネットバンキング、ATM でのペイジー（Pay-easy）等でも納付できます。

㈱　納付後すぐに車検を受ける場合は、納税通知書に添付の納税証明書に記載の使用可能期限内の領収印が押印された納税証明書を提示する必要があります。

納税証明書に記載の使用可能期限後に納付した場合、領収印の押印があっても納税証明書は無効となりますのでご注意ください。なお、納税証明書が必要な場合は、県税事務所窓口で納付し、納税証明書の交付を受けてください。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

ディアパートナー行政書士事務所

「伴走型」
法人顧問FPサービス

事業承継・豊かな老後生活・早期リタイアなど
経営者の夢の実現をサポートします！

福利厚生の充実で「新規採用」と「離職防止」に対応

・法人クレジットカード活用
・法人CF最適化
・企業価値診断、分析
・補助金、助成金活用
・後継者探し、事業承継、M&A
・確定拠出年金（企業DC）
・中小事業主掛金納付制度（iDeCo＋）



一般社団法人 法人顧問FP協会
ディアパートナー行政書士事務所
合同会社ディアパートナー
松本市清水　電話:0263-34-6163

お問い合わせ・ご相談は下記URL、またはQRから
https://hojin-komonfp.or.jp/menber_takizawa

地区トピックス　スナバ（松本広域圏イノベーションプラザ）（塩尻市）



塩尻市大門八番町にございます「スナバ（松本広域圏イノベーションプラザ）」。施設内には様々な企業が入居するとともに１階はコワーキングスペースとなっています。人々が集い、共に行動することで新たな価値創造、事業の創出、さらには地域の課題解決を目指す空間として活用されています。**（清澤和恵編集委員）**

川柳コーナー

なぜだろう
平和の願いは
同じはず

急いでも
足は上がらず
息上がる

子のドリル
チラリのぞいて
すぐ閉じる

新米

あとがき

コロナが明けて世の中が動き始めて様々なことが変わってきている今日この頃。インボイス制度に始まり、電子帳簿保存、新ＮＩＳＡ、株価上昇、物価高騰、賃上げ、マイナス金利解除など、４月からは働き方改革で経営者側も労働者側もそれなりの知識を身につけなければなりません。

人手不足を補うためにＡＩやロボットが導入され、レストランはタッチパネルで注文、スーパーはセルフレジ、電話の対応は音声案内…慣れないとイラっとします。

多くの人がスマートフォンを持ち、テレビや新聞を見なくても情報を見て調べたいことが検索出来てしまいます。お店で買うよりネットで買った方が安かったり、現金より電子マネーのほうがポイントが貯まるなど、人と会話をするという行為がどんどん減ってきてしまってアナログ人間としては寂しい気がします。

仕事の上でも日常生活でも自分もデジタル化していかなければならない時代なんですね。

（清澤）

（本号編集委員：清澤和恵　大沢利充）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社